

令和7年4月23日

第5回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会



## 第5回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和7年4月23日(水)午後2時

場 所 倉吉市役所 A会議室

### 1 開 会

### 2 前回会議録承認

### 3 会議録署名委員の選出

### 4 議 事

- (1) 議案第11号 倉吉市教育委員会委員の辞職の同意について…………… 1

### 5 協 議

- (1) 第4期倉吉市教育振興基本計画の「教育理念」及び「教育目標(基本方針)」  
の決定について…………… 当日配布
- (2) 第4期倉吉市教育振興基本計画の倉吉教育の現状と課題について…………… 別冊①
- (3) 令和6年度倉吉市教育委員会の重点施策の実績及び評価(案)について…………… 別冊②
- (4) 令和7年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実施計画(案)について…………… 別冊③

### 6 教育長報告

### 7 報告事項

各課報告(別紙)

### 8 その他

### 9 閉 会

議案第 11 号

倉吉市教育委員会委員の辞職の同意について

次のとおり、倉吉市教育委員会委員の辞職について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 10 条の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

倉吉市教育委員会教育長 中 田 寛

氏 名 高橋 義博

辞職年月日 令和 7 年 4 月 30 日付

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（辞職）

第10条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

（教育長）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第14条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

2 略

3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4～5 略

6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

7～9 略